

# 信陽舎運営綱領

【平成 8 年 3 月 1 日 制定】

【平成 23 年 4 月 1 日一部改訂】

東京都武蔵野市桜堤一丁目 9 番 9 号  
公益財団法人 信 陽 舎

## 1. 基本理念

公益財団法人「信陽舎」は、長野県出身で首都圏の大学等に学ぶ学生が寝食を共にして協同生活を営む中で、切磋琢磨して自己の人格の形成に努め、民主的な平和国家・社会の一員としての資質を養い、生涯に亘って自己実現を図り、国家・社会に貢献できる人材の育成を目的とする教育の場である。

近年の核家族化や少子高齢化等の社会の急激な変化は、学生の生活や意識にも大きな影響を及ぼしており、人格形成の上で様々な問題を齎している。このような状況の中で、不透明感が一層強まると予測される 21 世紀に求められる人材は、社会の変化に主体的に対応し、心豊かに他人への思いやりをもって逞しく生きることが出来る人間であり、そのような有為な人材の育成が重要な教育課題であると考えられる。

このような課題に応えるためには、人間形成において重要な段階である青年期に人や社会、自然との関わり体験を深めて、自己の感性と知性ととも人間力を磨くことが肝要である。

そこで当法人は、この時代的要請を受けて寮舎の改築を機に、平成 8 年 3 月に武蔵野市の高齢者施設と合築した新寮舎を竣工した。同じ屋根の下で学生と高齢者が共に暮らす中で、学生達は人生経験豊富な高齢者から人生を豊かに送るための知恵を吸収し、他人を思いやる心を養う絶好な教育の場となっている。

また、平成 23 年 3 月には、公益財団法人としての認可を受けて、新しい時代の、地域に開かれた新しい学生寮としての使命を担い、一層の充実・発展を期している。

## 2. 運営方針

- (1) 学生寮への入寮は、『信陽舎運営綱領』に賛同する者を対象とする。
- (2) 寮生は、寮生相互、当法人、武蔵野市当局、桜堤ケアハウス等との連携を密にして、円満な人間関係と住み良い生活環境の創造に努める。
- (3) 学生寮の運営は、当法人の監督・管理の下で、寮生の自治に委ねる。
- (4) 寮生は、学生寮の管理・運営に主体的に参加し、協同生活者としての責任を果たす。

- (5) 寮生は、日常の寮生活において、進んで寮生相互のコミュニケーションを深め、良好な人間関係の構築に努める。
- (6) 寮生は、合築している桜堤ケアハウス利用者や地域住民との交流を通して、“開かれた学生寮”の運営に努める。
- (7) 寮生は、ケアハウスや地域社会でのボランティア活動・勤労奉仕活動に主体的に参加する。

### 3. 具体的運営方法

- (1) 学生寮には、舎監または学監を置き、寮生の監督・指導・相談に当たる。
- (2) 学生寮には、寮母を置き、寮生の食事の賄いと日常生活の支援を行う。
- (3) 寮生は、毎月定められた期日までに舎費を納入する。万一、舎費の納入が滞り、運営上支障を来たした場合には、経費を精算の上、退寮を命じられる。
- (4) 寮生は、この運営綱領、並びに別に定める寮則を遵守する。
- (5) 寮生は、自治組織として寮会を編成し、全寮生がこれに所属する。寮会においては、寮長他の役員を互選し、寮生活全般の運営に当たる。
- (6) 寮会は、少なくとも毎月1回開催し、寮生はこれに出席しなければならない。また、必要に応じて当法人役員および舎友等の出席を得て、指導・助言を受ける。
- (7) 食事の賄いは、月曜日から金曜日の朝食・夕食の2食とする。土曜日と日曜日、祝祭日は、寮生の自主賄いとする。
- (8) 寮生活における清潔な環境の維持・増進を図るために、全寮生による寮舎内外の清掃活動を励行する。
- (9) 非常災害に対処するため、実地訓練を定期的で開催する。また、大災害時には、寮舎を避難所として提供し、寮生は受け入れ業務に当たる。
- (10) 桜堤ケアハウス高齢者との温かい人間関係を築くために、寮生は、日常生活における挨拶や対話、生活支援活動を心掛ける
- (11) 寮生は、最低月1回、桜堤ケアハウスの利用者のボランティア活動を行う。
- (12) 寮生の生活に支障のない範囲内で、当法人が所有する施設・設備、催す行事を高齢者や地域住民に開放する。
- (13) 寮生は、桜堤ケアハウスが主催する事業・行事に可能な限り協力する。
- (14) 寮生は、少なくとも年1回、桜堤ケアハウスとの共催行事を計画・実施する。
- (15) 当法人は、寮生の生活相談、進路指導等を日常的に実施し、寮生の生活充実・向上の便宜を図る。

以上